緊急小口資金

(新型コロナウイルス感染症特例) のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)」を借りられている世帯は対象外です。)

貸付金額20万円以内(特別な場合)

※その他の場合は10万円以内

特別の場合とは、以下の場合です。

- ■世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ■世帯員に要介護者がいるとき ■世帯員が4人以上の世帯
- ■世帯員に①又は②の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子 ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- ■世帯員に個人事業主等がおり、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ■上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

●利子 無利子

●据置期間 1年以内

●償還期間 2年(24回払い)以内

●連帯保証人 不要

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(減収または失業した方が申込者となっていただきます)

- 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会
- 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕※詳細については裏面をご覧ください

- ①本人確認書類
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類
- ③住民票(世帯員全員・続柄記載のもの)
- ④貸付金振込先口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)
- 〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕
 - ⑤借入申込書兼同意書 ⑥借用書 ⑦収入の減少状況に関する申立書
 - ®その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座(申込者名義に限る)に振り込みます。送金は貸付決定後、随時行います。

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還開始は据置期間経過後(1~12ヶ月)です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。 〔ご返済金額〕【例】

10万円の場合 1回目~23回目 ⇒4,160円 最終回(24回目)⇒4,320円

20 万円の場合 1回目~23回目 ⇒8,330円 最終回(24回目)⇒8,410円

■ 貸付できない世帯

☑生活保護受給中の世帯 ☑この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯 ☑借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合 ☑破産申立手続中の方 ☑本会が貸付不適当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6776-2232

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、健康保険証等
	(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等
	上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入 する際の資料となります。ご用意できない場合は無くても 構いません。
③住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
④通帳またはキャッシュカード	貸付金の振込を希望する金融機関の口座の通帳または キャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求めることがございます。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。 審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。 また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

〇申込•受付窓口

枚方市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援グループ 住所 枚方市新町2-1-35

電話 072-807-3017 FAX 072-845-1897

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

- ○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- ○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関 に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- ○私は現在、生活保護を受給していません。
- ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- ○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- ○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。 ○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由け関示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません 氏名							<u>※太</u> 材	幸内を	ご記入く	ださい	<u>،</u>				
記入年月日 令和 年 月 日					受付日		受付	社協			社会	福祉	協議会		
申込	金額		万	円	据置其 (12か月)	31 [H]	ア.12か月 イ.その他()か月		還期間 月以内)	ア.24か月 イ.その他		償還	方法		月賦 一括
	ガス名							性別	□男□女	生年月日	大正 昭和 平成	年 (清	月	炭	
借入申込者	現住所	(〒 −	-)					1宅電話)		
	勤務先生または事						勤務先等住所	Í		電記	舌 (,)		
		フリ ガナ 氏 名	;	続柄	年齢		生年月日		勤彩	8先•学村	交名			染罹息 校休相	患者、要 交等)
借入	1		;	本人			刊) =T、昭和=S、 =H、令和=R					ア.罹患ウ.学校(エ.感染でオ.個人	木校の の恐れ	子の世 ある子	比話
申込者の	2		夫・妻 母・そ	・子・父・ の他			・ S ・ H ・ R 年 月 日					ア.罹患ウ.学校(エ.感染(オ.個人	木校の の恐れ	子の世 ある子	比話
世帯状	3		夫 ・ 妻 母・そ	•子・父・ の他			・S・H・R 年 月 日					ア.罹患ウ.学校(エ.感染のオ.個人	木校の の恐れ 事業主	子の世 ある子 :	比話 ·の世話
<i>19</i> L	況 4					・ S ・ H ・ R 年 月 日					ア.罹患ウ.学校(エ.感染のオ.個人	木校の の恐れ	子の世 ある子	比話	
	その他名														
重	□座振込の場合 金融機関 支店名 預金種別 □普通・□当月 貸付金						□当座								
借 ※感 による	振込先 口座番号 口座名義人(カタカナ) 借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入														
本特	例貸付の	利用実績; □	ア.今	回が初め	ての借	入 [□イ. すでに借入した	こことが	ある(受	付日:	/	借用金	額	万	円)
外国	籍の方で	在留期間が1年	F以内	の方;[□在留期	期間カ	ぶ延長の予定								

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

万

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所						
氏 名 (自署)						
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生		

[借入要項]

	E1H / 12 / 12						
1	貸付金の 受領方法	借受人が指	普受人が指定する金融機関口座への振込による。				
		据置期間	□ 12ヵ月	□ その他(ヵ月)		
2	貸付金の償還	償還期間	□ 24ヵ月	□ その他(ヵ月)		
		償還方法	□ 月賦償還 □ 一括償還				
3	延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経 過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。					

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金(貸付金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することが あります。

(延滯利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して 督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接 調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、該当の社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたとき には、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と該当の社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には,該当の社会福祉協議会の所在地を管轄する 裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び 社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項(生活福祉資金貸付制度 要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

(自署)

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の社会福祉協議会に提出し、副本(コピー)は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業		
勤務先所在地	〒 −	TEL ()
減少前の収入	令和年月時の月額所得(手取り	リ)は、約 <u>万</u> 円でした。
減少後の収入	令和年月時の月額所得(手取り	リ)は、約 <u>万</u> 円でした。
減少の理由		

令和	年	月	日	
	(借入申	込者)	住 所_	
			氏 名_	

1つでも該当しないものがあれば、 貸付の対象とはなりません。

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資

○記入した個人情報については、本制度に必要が

○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で

○私は現在、自己破産の手続きを行っていません

に照会し、私の個人情報の提供を受けることに

社:

緊急小口資金特例貸付借入申込書

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「〇」を付してくだ さい。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- 世帯員にウまたはエの子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。
- エ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要す る費用が不足するとき。

○本貸付金を事業の運転資金として使用しません ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行

殿

○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではあります

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は、貴協議会が必要に応じ官公署

また 借入期間中におい 必ず自筆の署名をお願いします。

も暴力団員にはなりません。 当性情報の提供を求めることに同意します。 ○貸付審査の結果、貸付不承認となっ ※太枠内をご記入ください。 20万円以内の金額を記入してください。 の場け出当職員が記入します社会福祉協議 据置期間(2か月 月賦 償還期間 ア24か月 申込金額 20 万円 償還方法 (12か月以内) (24か月以内) イ.その他(括 イ.その他()か月) か月 イチロ 牛 性 ∃男 年 ガ氏 希望がない場合は、アを 別 月 ·郎 口女 選択してください。 希望がない場合は、 借 「償還期間」とは返 「据置期間」とは返済 月賦をチェックしてください。 入 が猶予される期間です。 済をする期間です。 申 現住所 认 大阪府●●市■■区●●-● 者 自宅電話 ●●● 携帯電話 ●●● ○○市★★●●-● 勤務先名称 飲食店経営 勤務先等住所 または職業 電話●●● $(\bullet \bullet \bullet) \bullet \bullet \bullet \bullet$ 特記事項(感染罹患者、要 会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等 勤務先•学校名 介護者、学校休校等) の場合は職業を、個人事業主として会社に所 7.罹患者等 イ.要介護者 属している場合は会社名を記入してください。 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 借 平成=H、令和=R オ.個人事業主 ア.罹患者等 イ.要介護者 申 T • S • H • R 夫•妻•子•父• ウ.学校休校の子の世話 込 ●●薬局 2 母・その他 ●●年●●月●●日 エ.感染の恐れある子の世話 者 オ.個人事業主 \mathcal{O} ア.罹患者等 イ.要介護者 世 $T \cdot S \oplus R$ 夫・妻・子・父・ ウ.学校休校の子の世話 帯 3 ★★小学校 ●●年●●月●●日 母・その他 エ.感染の恐れある子の世話 状 オ.個人事業主 況 ア.罹患者等 イ.要介護者 夫•妻•子•父• $T \cdot S \cdot H \cdot R$ ウ.学校休校の子の世話 母・その他 月 日 エ.感染の恐れある子の世話 借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。 本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りて おり、残りの額を改めて借りる場合は「イ」に図をご記入ください。 ●●支店 預金種 ☑普通・□当座 **金融(愛)** 112世紀 貸付金 振込先 口座番号 1234567 口座名義人(カタカナ) 借入理由 ※咸染拡大等 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 □今後10万円を超える資金需要があるため による影響の内 容を記入 本特例貸付の利用実績;□ア.今回が初めての借入 □イ. すでに借入し 受付日: 万円) 借用金額 特記事項のアからオのいずれにも該当しないが10万円を超 外国籍の方で在留期間が1年以内の方; ☑在留期間が延長のヨ える貸付を希望する場合は、ここに口をご記入ください。

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場 合は、ここに図をご記入ください。

訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、横に 訂正した方が署名してください

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借入申込書でお申込みの金額をご記入ください。

借	用	金	額	2 0	万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 **ごの欄は担当職員が記入します**協記入欄

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会会長 殿

住 所	●●市■■区●●─●	太枠内を本人が自筆してください。
氏 名 (自署)	•• ••	
生年月日	大正 昭和 平成 ● ● 年 ● 月	●甲生

[借入要項]

(供受人)

1	貸付金の 受領方法	借受人が指	指定する金融機関 <u>口座への振込による。</u>			
		据置期間	☑ 12 ヵ月 □ その他 (ヵ月)			
2	貸付金の償還	償還期間	☑ 24ヵ月 □ その他(ヵ月)			
		償還方法	□ 月賦償還□ 一括償還			
3	延滞利子	上記償還期間の最終日主でに償還金を償還しない。大ときは、償還期間 過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。				

【留意事項】

借入申込書と同様の期間、償還方法を ご記入ください。

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	And policy to the state of the	資金貸付けコード	支店/受付番号 神長 が言 オル キオ
	The state of the s	こり傾は担当	頼員か記入します。 市区町村社協

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたし

ます。 借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先 所在地、電話番号をご記入ください。 勤務先名称または 飲食店経営 職業 〒●●●-●●● ●●市■■区●●─● 勤務先所在地 $\mathsf{TEL} \bullet \bullet \bullet \ (\bullet \bullet \bullet) \ \bullet \bullet \bullet$ 減少前の収入 令和2年 8月時の月額所得(手取り)は、約 35万円でした。 減少後の収入 令和2年12月時の月額所得(手取り)は、約 10万円でした。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したこと による減少。 減少の理由 減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、 減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。

減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

	令和	3年	●月	●目		_		
/	/ (借入申	込者)	住 所	●●市■		-	
				1				
記入日、住所、氏名について自筆してください。 氏 名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
				」				

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金(貸付金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することが あります。

(延滯利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して 督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接 調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、該当の社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたとき には、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と該当の社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、該当の社会福祉協議会の所在地を管轄する 裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び 社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項(生活福祉資金貸付制度 要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

記入日、住所、氏名について記入してください。 必ず、自筆でお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 3年 ●月 ●●日 借受人 住所 ●●市■■区●●-●

氏名 **●● ●●** (自署)

代理人がいる場合でも、必ず本人が自署してく ださい

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の社会福祉協議会に提出し、副本(コピー)は借入申込者が保有してください。